

# 入札・契約制度説明会

日 時:令和3年3月26日(金) ① 午前10時30分～

② 午後 1時15分～

③ 午後 3時30分～

場 所:金沢市歌劇座 2階大集会室

## 次 第

- 1 入札・契約制度の改正等について
  - (1) 金沢市優良建設工事施工業者表彰制度の拡充について 1P
  - (2) 立会検査旅費の受注者への請求廃止について 1P
  - (3) 総合評価方式の評価基準の改正等について 2P
  - (4) 余裕期間制度について 2P
  - (5) 入札参加資格審査申請登録の電子申請化について 2P
  - (6) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について 2P
  - (7) 令和3年3月改定の公共工事設計労務単価(新労務単価)等について 4P
  - (8) その他 5P
- 2 入札、契約締結及び検査の際の注意事項 7P
- 3 検査体制について
  - (1) 令和2年度 検査結果について(2月末現在) 9P
  - (2) 令和3年度 入札参加条件について 9P

### <その他>建設業の働き方改革関連施策の実施について【設計技術管理室】

- ・ 週休二日モデル工事
- ・ 快適トイレ設置工事
- ・ 工事書類のデジタル化・簡略化
- ・ 余裕期間制度モデル工事の試行
- ・ 現場確認のリモート化(遠隔臨場)
- ・ 各種経費の計上  
(熱中症対策、新型コロナウイルス対策、  
現場環境改善費)

問い合わせ先

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市総務局監理課

工事契約係・検査員室

電話076-220-2101 FAX076-220-2097

# 1 入札・契約制度の改正等について

## 【改正するもの】

### (1) 金沢市優良建設工事施工業者表彰制度の拡充について

#### ① 目的

受注者の建設意欲向上や建設業の担い手確保及び若手技術者の育成に繋げるため。

#### ② 改正内容

[現 行]概ね 10 者を表彰

[変 更]概ね **15 者を表彰**

#### 表彰基準

- (1) 工期を遵守し、かつ施工の方法、技術、及び仕上がり等の出来型の優良な土木、建築、設備、舗装及び造園（造成を含む）工事を施工した者。
- (2) (1)に該当する者で、前年の本市発注工事における平均完成工事成績（工事検査成績評定平均点）の優れている者。
- (3) 工事施工上困難な条件を克服して、工期内完成を図った者。
- (4) 工事に伴う被害発生防止、及び住民に対する配慮等を適切に行った者。
- (5) 工事の全部または大部分を一括して第三者に委託し、または請け負わせていない者。

#### ③ 対象

令和3年度表彰より実施（令和2年度中に完了検査を受けた工事が対象）

### (2) 立会検査旅費の受注者への請求廃止について

#### ① 改正内容

これまで建設工事に係る部材等の立会検査旅費及び日当を受注者へ請求していたが、今後は請求しないこととします。

#### ② 工事請負契約約款の改正について

金沢市工事請負契約約款（工事材料の品質及び検査等）第13条第2項

[現 行] 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に要する費用は、受注者の負担とする。

[変 更] 現行の下線部を「**当該検査に直接要する費用**」に改める。

#### ③ 適用

令和3年4月1日以降の立会検査旅費から適用

### (3) 総合評価方式の評価基準の改正等について

#### ① 継続教育（CPD）の取組状況の評価基準

新型コロナウイルス感染症による研修会等の減少に伴い、評価基準を次のとおりとする。

評価項目	現 行		改正後	
	評価基準	配点	評価基準	配点
継続教育 (CPD)	前年度に各団体の 推奨単位×0.9以上の学習履歴あり	0.5	過去2年間（令和元年度～令和2年度） の合算値が各団体の 推奨単位以上の学習履歴あり	0.5
	推奨単位×0.9の1/2以上、 推奨単位×0.9未満の学習履歴あり	0.25	推奨単位の1/2以上、 推奨単位未満の学習履歴あり	0.25
	推奨単位×0.9の1/2以上の学習履歴なし	0	推奨単位の1/2以上の学習履歴なし	0

#### ② 提出書類の簡素化

事業者の事務負担軽減のため、評価項目の次の添付資料を提出不要とする。

##### ア 企業の技術力

- ・優良建設工事施工業者表彰の表彰状の写し

##### イ 地域貢献度

- ・かなざわ災害時協力事業所の登録証の写し
- ・金沢市除排雪委託契約の契約書の写し
- ・金沢市消防団協力事業所の認定書の写し

#### ③ 適用時期

令和3年4月1日から入札公告を行う工事

#### (4) 余裕期間制度について

余裕期間制度の説明資料「余裕期間制度について」はホームページに掲載します。

HP掲載先 → [https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/oshirase/k/k\\_oshirase.html](https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/oshirase/k/k_oshirase.html)

### 【実施済みのもの】

#### (5) 入札参加資格審査申請登録の電子申請化

令和3・4年度建設工事入札参加資格申請の申請登録を電子申請サービス、また書面による提出物を郵送とし、合わせて申請書類を削減しました。

#### (6) 主任(監理)技術者及び現場代理人の適正な配置について

建設業法施行令の一部改正により、建設工事の技術者の専任等に係る取扱いが改正されたため、配置要件を次のとおり再度緩和しました。

- ・工事現場に監理技術者の配置が必要な下請金額の合計 4,000 万円以上  
(建築一式工事は 6,000 万円以上)
- ・主任(監理)技術者を工事現場に専任で配置することが必要な金額 3,500 万円以上  
(建築一式工事は 7,000 万円以上)

### 【主任技術者について】

#### ① 主任技術者の専任制の緩和について

次に該当し、かつ、適正な施工が確保されると認められる場合は、主任技術者の兼務を認めます。

工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事  
又は  
施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が 10  
km程度の近接した場所にある  
場合

ただし、次の工事は、兼務を認めません。

- ・ 新工法を採用した工事
- ・ 施工条件が厳しい工事
- ・ 第三者に対する影響が大きい工事
- ・ トンネル、橋梁などの重要構造物工事
- ・ 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事  
(下請金額の合計が 4,000 万円 (建築一式工事は、6,000 万円) 以上) 等

## ② 主任技術者の兼務に関する手続きについて

### ア 主任技術者の兼務に関する条件明示について

⇒ 設計図書 (特記仕様書等) に条件を明示

当該工事の配置予定技術者の兼務等が認められる工事であるか否かについては、工事毎の特記仕様書において条件を明示します。

### イ 主任技術者の兼務承認申請について

次の場合には **兼務承認申請書 (様式 1)** により、他発注機関の承認を受ける必要があります。

◎ 現在、施工中の他発注機関工事に **専任で配置** している主任技術者を本市発注工事の主任技術者 (専任・非専任を問わない。) として配置しようとする場合  
注) なお、他発注機関の中には金沢市企業局及び金沢市立病院を含みます。

### ウ 入札前の事前審査について

希望の方は、**事前審査申請書 (様式 2)** により、入札前に兼務の可否について審査を受けることができます。(申請は、競争参加申請書の提出締め切り日までとします。)

## 【現場代理人について】

### ③ 現場代理人の常駐義務の緩和について

次に該当し、かつ、工事の取締り及び権限の行使に支障がなく、発注者との連絡体制が確保されると認められる場合は、現場代理人の常駐義務の緩和を認めます (工事毎の設計図書 (特記仕様書等) に常駐義務を緩和することができる工事であるか否かを明示。)

契約額が 3,500 万円 (建築一式工事については 7,000 万円)未満の工事であること	かつ	工事現場の把握を常にできる状態であり、速やかに 工事現場に戻る事ができること	かつ	発注者又は監督員と 常に携帯電話等で連絡 が取れる体制であること
--	----	---	----	--

### ④ 現場代理人の兼務について

(6)③により常駐を要しないと認められた現場代理人は、次の範囲で他の工事の現場代理人を兼務することができます。

- ◎ 兼務できる工事の件数 … 概ね 2、3 件程度
- ◎ 兼務できる工事の距離 … 工事現場間の移動時間が、概ね 30 分以内であること。
- ◎ 兼務できる工事の範囲 …
  - ・ 契約額が 3,500 万円 (建築一式工事について 7,000 万円) 以上の他の工事現場の主任 (監理) 技術者でないこと (他の工事の専任技術者でないこと)。
  - ・ 現場代理人の兼務する工事の契約額の合計が、7,000 万円未満であること。
  - ・ **金沢市内で施工中の工事に限る。(発注機関を問わない。)**

## ⑤ 現場代理人の兼務確認申請について

現在、施工中の工事(発注機関を問わない。)に配置している現場代理人を他の工事にも現場代理人として配置しようとする場合は、**兼務確認申請書(様式3)**によりその確認を受ける必要があります。

## 【主任技術者と現場代理人を兼務した場合について】

### ⑥ 同一の請負契約での兼務について

同一の請負契約での現場代理人と主任技術者は、相互に兼務することができます。(金沢市工事請負契約約款第10条第5項)

### ⑦ 主任技術者の兼務が認められた場合について

当面の間、同一の請負契約で現場代理人と主任技術者を兼務している場合、当該主任技術者が他の工事の主任技術者との兼務を承認された場合は、当該現場代理人についても(6)③、④に関わらず当該承認の範囲で兼務することができます。

## (7) 令和3年3月改定の公共工事設計労務単価(新労務単価)等について

### ① 適用開始時期

令和3年3月以降に公告した案件から新労務単価を適用しています。  
(一部、旧労務単価含む)

### ② 新労務単価の適用に伴う特例措置について

新労務単価の適用に合わせて、旧労務単価で予定価格を積算し、令和3年3月1日以降に契約した工事については、新労務単価に基づき請負契約を変更する特例措置を適用しています。

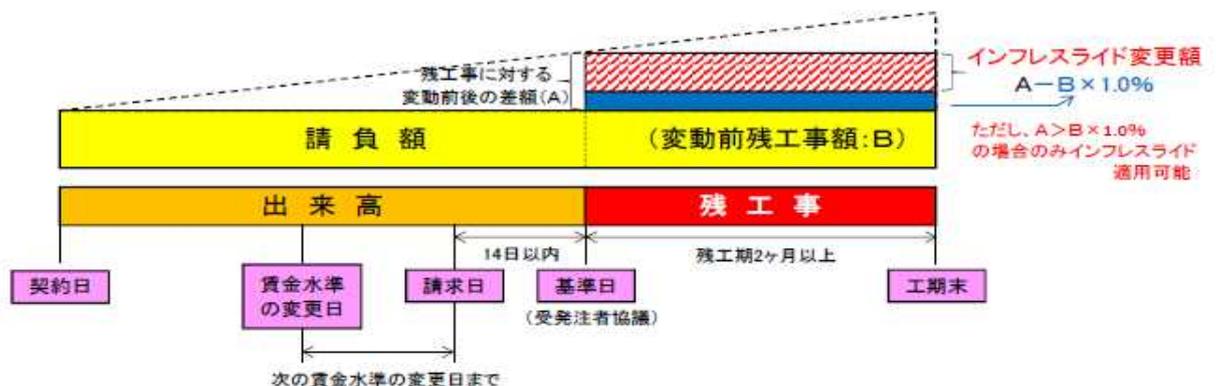
### ③ インフレスライド条項の運用について

新労務単価の上昇等に伴い、令和3年2月28日以前に契約した工事のうち、次の要件を満たすものについては、インフレスライド条項を運用することとします。

- ・ 残工事が基準日から2か月以上あること。
- ・ 変更請求概算額が概算残工事請負代金額の1%を超えていること。

※基準日：スライド変更の可能性があるため、発注者又は受注者が請負代金額の変更協議を請求した日から起算して14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日。

## 【インフレスライドのイメージ図】



### ④ 申請先等について

申請、請求、手続き等については設計担当課へお問い合わせください。

## (8) その他

### ① 下請契約に係る注意事項（金沢市工事請負契約約款第7条関係）

- ・ 工事の一部を第三者に請け負わせる場合及び原材料等の購入に当たっては、市内中小企業を優先して選定するよう努めること。
- ・ 市内業者以外の者と下請契約を締結する場合は、その者を下請負人として選定した理由を記した文書「**下請負人選定理由書**」1部を監督員へ提出すること。  
※「市内業者以外の者」とは金沢市内に本店を有しない全ての業者です。金沢市内に営業所や支店のみを設置している者は「市内業者以外の者」に該当します。
- ・ 下請代金や支払条件の決定に当たっては、元請人が自己の取引上の地位を不当に利用して、下請人を経済的に圧迫するような取引等を強いることがないようにすること。
- ・ 下請契約を締結した際は、速やかに**施工体制台帳及び契約書類を監督員へ提出**すること。

### ② 社会保険未加入者対策

- ・ 下請契約のあるものについては施工体制台帳で下請業者の社会保険への加入状況を確認しています。なお、社会保険への未加入が確認された場合は元請業者に対し、下請業者の社会保険への加入を勧めるよう指導します。  
また、一次下請契約を社会保険等未加入者と締結することを禁止しています。社会保険等未加入者との契約締結があった場合は罰則等の措置を行う場合があります。
- ・ 下請契約がある場合は、施工体制台帳の提出が必須です。（平成27年度から）

### ③ 総合評価方式の選定基準について

#### ア 工事選定基準

- ・ 予定価格8,000万円以上の工事のうち、下記の2項目以上に該当する工事
- ・ 予定価格3,000万円以上8,000万円未満のうち、下記の4項目すべてに該当、又は新工法等による工事で、総合評価方式によることが適当と判断される工事

<判断項目>	1 品質管理	2 安全対策	3 周辺環境	4 工 程
--------	--------	--------	--------	-------

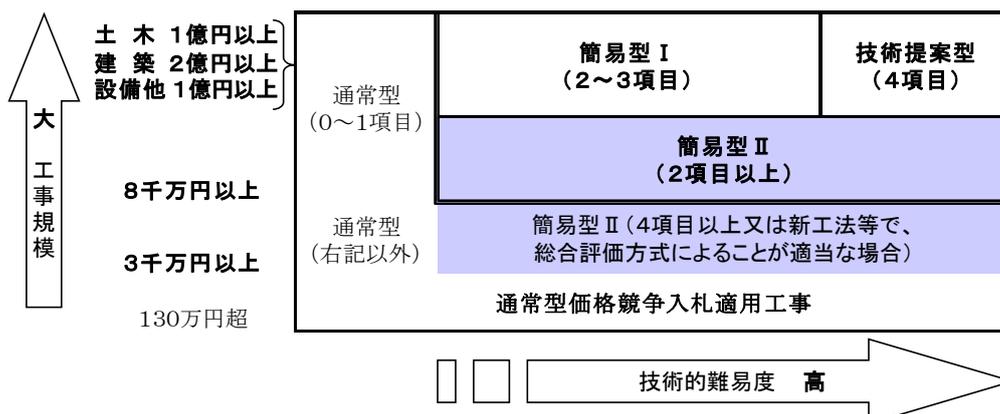
#### イ 方式決定基準

予定価格及び判断項目の該当数により決定

区 分	簡易型Ⅱ	簡易型Ⅰ	技術提案型
予定価格1億円未満※	2～4項目該当		
予定価格1億円以上※		2～3項目該当	4項目該当

※ 建築工事は2億円とする。

#### 【選定基準イメージ図】



④ ホームページについて

発注計画等の入札に関する情報や監理課からのお知らせを随時掲載します。

HP 掲載先 → <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/13031/top/kanri.html>  
金沢市ホームページ「いいねっと金沢」のビジネス情報からアクセスできます。

⑤ 公告及び設計図書等の閲覧(ダウンロード)

入札情報システム (P P I) へログインして、入札予定→案件検索→各案件の添付ファイルからダウンロードしてください。

⑥ 入札結果の閲覧

当年度及び過去2か年度に落札決定した案件の入札結果は入札情報システム (P P I) で閲覧してください。

### 3 入札、契約締結及び検査の際の注意事項

#### (1) 電子入札について

##### ① 認証カードの切替

会社名、代表者名又は住所が変更になった場合は、入札参加資格申請内容変更届出書を提出するとともに、認証カードの切替えをしてください。

また、変更届出書の監理課提出日から認証カード切替日までの期間は、紙入札で参加してください。

**※認証カードの切替は、入札開始日時から開札日時までは絶対に行わないでください。**開札に支障が出る場合があります。

##### ② 入札額の訂正不可

入札額を誤って送信した場合は、訂正できません。

※万一誤って送信した場合、入札書を無効にすることはできますので、金沢市監理課までご連絡ください。入札無効届の提出が必要です。

##### ③ 添付ファイル

入札参加申込時は「競争参加申請書」、入札書提出時は「工事費内訳書」を誤りのないよう添付してください。また、「工事費内訳書」は必ず本市指定様式を使用のうえ、ファイル名は「(会社名)○○○工事(内訳書)」とし、Excel形式で提出してください。

##### ④ 工事費内訳書

工事費内訳書の提出前に計算誤りのないこと、また入札額と一致していることを必ず確認してください。

##### ⑤ 操作で不明な点の問い合わせ先

電子調達コールセンター(ヘルプデスク)

TEL: 0570-011-311 受付時間: 平日の9:00~18:00

#### (2) 入札参加資格審査時の資料について

##### ① 経営事項審査結果通知書(写)

公告で指定の審査基準日のものに加え、その審査基準日から1年7か月を経過している場合は、直近の経営事項審査結果通知書(写)も併せて提出が必要です。

##### ② 現場代理人の兼務

現場代理人の常駐義務が緩和される場合があります。この場合は、必ず「現場代理人の兼務確認申請書(様式3)」の提出が必要です。

##### ③ 添付資料の簡略化

添付資料は、入札参加条件を満たすことが分かる最低限の資料で結構です。

### (3) 契約締結について

#### ① 契約締結の期限

落札決定日を含めて7日以内です。

(例) 火曜日に落札決定 → 翌週の月曜日まで

月曜日に落札決定 → 同じ週の金曜日まで

#### ② 着手日の設定（余裕期間制度対象工事を除く。）

契約締結日を含めて7日以内で設定してください。

#### ③ 契約保証金の納付

原則、契約金額（税込）の10%以上の納付が必要です。

ただし、金沢市契約規則の規定により契約保証金に代えて、担保を提供し、又は納付の免除を受けることができます。

※損害保険会社の履行保証保険に入る場合は、以下の点に注意してください。

ア 保証期間の開始日は契約締結日（×着手日）から

イ 前金払の有無（本市との契約で前払金対象工事であれば「有」とする。請求の有無ではありません。）

ウ 定額てん補（×実損てん補）

※現金又は小切手で納付した契約保証金の還付手続きは、検査終了後、領収証書及び請求書を金沢市監理課まで提出してください。

また、銀行の保証書の返還手続きには、保管証書、請求書及び契約保証（担保）返還受領書が必要です。

#### ③ 収入印紙の額

契約書に貼付する収入印紙の額は、税抜の落札金額を基準に判断してください。

### (4) 検査等について

#### ① 立入調査

ア 現場代理人・技術者（専任）は、現場に常駐してください。

イ 下請人が社会保険未加入であることがないよう指導してください。

#### ② 成績評定

金沢市工事成績評定要領及び工事成績採点表（金沢市監理課ホームページで公開）により実施しています。

#### ③ 安全管理

工事現場における労働災害、事故を防止するためには社員や下請人への安全管理教育の徹底を図り、事故や災害のない良好な施工管理体制の確立に努めてください。

#### ④ 建退協の掛金収納書について

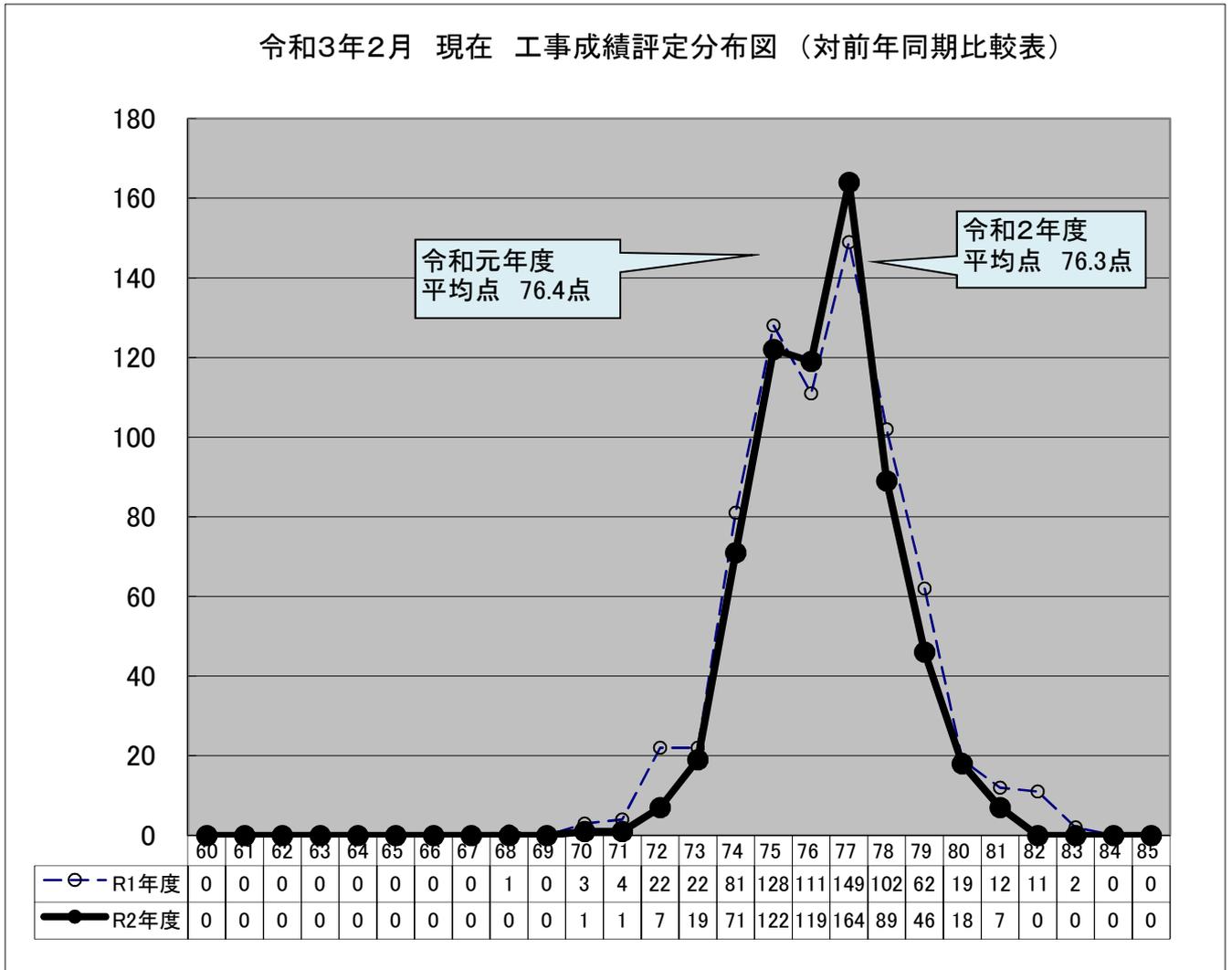
**建退協の掛金収納書の提出先は各工事の監督員となります。**工事検査時に確認しますので所定の台紙に掛金収納書の原本を添付し、必ず提出してください。（契約締結後、原則1か月以内）

ファイル名 → 建設業退職金共済制度掛金収納書届

H P掲載先 → <https://www4.city.kanazawa.lg.jp/29001/download/jigyou/01.html>

### 3 検査体制について

#### (1) 令和2年度 検査結果について（2月末現在）



	基準点	平均点	2月末現在における件数		
			全体	70点未満	65点未満
R1年度	65点	76.4点	729件	1件	0件
R2年度		76.3点	664件	0件	0件

#### (2) 令和3年度 入札参加条件について

項目 年度	制約付き一般競争入札の条件			
	① 過去2年間の平均点		② 直近1年間の成績	
R3年度	(対象年度)	(8,000万円以上)	(8,000万円未満)	調査基準価格を下回った価格で契約し、工事成績評点が60点未満の成績がないこと。
	R1・R2年度	70点以上	65点以上	

## ＜その他＞建設業の働き方改革関連施策の実施について

公共工事における働き方改革の実現に向け、受発注者間の業務効率化を図るとともに、現場環境の改善策を実施することにより、現場のイメージアップと担い手確保を支援する。

### ⑧ 週休2日モデル工事

【土木工事・営繕工事】 R元～

- ・これまで土木工事における設計額3千万円以上を発注者指定型として運用していたが、令和3年度より以下のとおり制度を拡充する。

- ・ 当初設計額にかかわらず発注者指定型とする
- ・ 営繕工事でモデル工事の試行を開始する

〔対 象〕 土木工事：適用困難工事を除く全ての工事（発注者指定型）  
営繕工事：5件程度（発注者指定型）

〔適用開始日〕 令和元年6月1日（令和3年4月1日改定）

### ⑧ 快適トイレ設置工事

【土木工事・営繕工事】 R2～

※R3より本格実施

- ・ 標準仕様を満たした「快適トイレ」を最大2基計上する

〔対 象〕 土木工事：当初設計3千万円以上の全ての工事  
営繕工事：当初設計5千万円以上の全ての工事

※設置の必要がない工事は対象外

〔計上方法〕 当初設計にて共通仮設費に積み上げ計上（1基）

※男女別に設置する場合は1基追加（変更設計にて計上）

〔適用開始日〕 令和2年4月1日（令和3年4月1日改定）

## 改 工事書類のデジタル化・簡略化

【土木工事・営繕工事】 R2～

- ・受発注者の業務効率化を図るべく、提出書類の簡素化を行う。

NO	項目	従前	簡素化後	適用開始日
①	安全訓練等実施状況報告	提出 (紙・電子)	完成時提示	令和2年4月1日
②	安全管理自主点検書			
③	仮設交通安全標示施設等自主点検書			
④	マニフェスト	提出(紙)	総括表電子納品 (E票は完成時提示)	
⑤	品質証明員通知書	提出 (紙・電子)	電子のみ	
⑥	品質証明書			
⑦	完成図			
⑧	創意工夫実施状況	提出(紙)	電子のみ	
⑨	技術提案履行確認シート			
⑩	交通誘導員伝票	提出(紙)	総括表電子納品 (伝票は完成時提示)	
⑪	段階確認書・立会確認書・材料検査書への添付	計測結果及び 臨場写真	監督員が臨場した場合不要 (臨場写真は写真帳に添付)	
⑫	下請負人通知書	提出(紙)	疑義が生じた場合のみ提出	
⑬	支出命令書起案の添付写真 (ダイジェスト版)	着手前・完成 +主な工程	着手前・完成(原則、発注者が作成)	
⑭	改改良土の総括表、伝票	提出(紙)	組合から発行される「御明細書兼請求書」を提出(伝票は完成時提示)	令和3年4月1日
⑮	内川第1建設発生土処理施設搬入発生土の総括表、伝票	提出(紙)	組合から発行される「納入通知書」を提出(伝票は完成時提示)	
⑯	保険加入契約書の写し	提出(紙)	着手前・完成時提示	

※土木工事は全て実施、営繕工事は⑪～⑯を実施

## 新 余裕期間制度モデル工事の試行

【土木工事・営繕工事】 R3～

- ・契約から工事着手までの余裕期間を設定して発注し、工事の始期(着手日)及び終期(完成日)を受注者が設定できる制度。

〔対象〕 発注者が指定する工事 ※令和3年度は10件程度を試行予定

〔内容〕 フレックス方式

- ・契約から工事着手までの余裕期間を設定して発注
- ・工事の始期(着手日)及び終期(完成日)を受注者が設定
- ・余裕期間内(契約日から着手日)の技術者の配置は不要

〔適用開始日〕 令和3年4月1日

## ⑨ 現場確認のリモート化（遠隔臨場）

【土木工事・営繕工事】 R3～

- ・モバイル端末による映像と音声の双方向通信を利用して、段階確認、材料検査、立会いを行うもの。

〔対 象〕 受注者が希望する工事  
（工事の品質に重大な影響を及ぼさないなどの工事特性を踏まえ、  
受発注者間の協議が整った工事）

〔計上方法〕 受注者が使用する機器等（通信環境含む）の調達に要する費用は、受注者の負担とする

〔適用開始日〕 令和3年4月1日

## ⑩ 熱中症対策に資する経費の計上

【土木工事・営繕工事】 R3～

- ・工事現場の熱中症対策のうち現場環境改善費等に計上できない費用を計上するもの。

〔対 象〕 受注者が希望する工事

〔内 容〕 土木工事：熱中症対策にかかる光熱費、水分・塩分の補給、熱中症対策に特化した安全訓練、巡視、労働者の熱中症の体調管理等の費用  
営繕工事：遮光ネット（足場に設置するものに限る）、ドライミスト、暑さ指数（WBGT 値）の計測装置に係る費用

〔計上方法〕 変更設計にて計上

土木工事：現場管理費に補正率を乗じる。

営繕工事：共通仮設費等に積み上げ計上する。

〔適用開始日〕 令和3年4月1日

## ⑪ 新型コロナウイルス感染拡大防止対策費の計上【土木工事・営繕工事】 R2～

- ・国土交通省からの通知に基づき、現場事務所等の拡張費用、現場従事者のマスク、インカム、現場に配備する消毒液、赤外線体温計や、テレビ会議等のための機材・通信費などを計上

## ⑫ 現場環境改善費の計上

【土木工事】 R2～

- ・現場事務所の快適化、見学会の開催、社会貢献などを実施する費用を計上